

正 誤

ページ 段 行 誤 正

令和五年五月十二日(号外第一〇〇号) 公布国土交通省令第四十三号(施工技術検定規則及び建設業法施行規則の一部を改正する省令)

(原稿誤り)

六三

改正後欄 三の一 級

の一部

六五

終りから 三 級及び

級及び

七一

改正後欄 一 又は土木施工管理

土木施工管理又は建築施工管理

七七ページ改正後欄終りから二行目から九行目は次のとおり誤り。

解体工事 業
一 技術検定のうち土木施工管理又は建築施工管理に係る一級又は二級の第二次検定(土木施工管理に係る二級の第二次検定にあつては種別を「土木」とするもの)に限り、建築施工管理に係る二級の第二次検定にあつては種別を「建築」又は「躯体」とするものに限る。)に合格した者

同ページ改正前欄終りから六行目から三行目は次のとおり誤り。

解体工事 業
一 法第二十七条第二項の規定による第二次検定のうち検定種目を一級の土木施工管理若しくは二級の土木施工管理(種別を「土木」とするものに限る。)(又は一級の建築施工管理若しくは二級の建築施工管理(種別を「建築」又は「躯体」とするものに限る。))とするものに合格した者

九〇

改正後欄 一 二 二 一

二 一

” ”

改正後欄 一 四 一 一

二 一